

岡山県希少野生動植物 保護条例

岡山県は豊かで多様な自然環境に恵まれており、様々な生態系の働きの中で、多様な野生動植物が生息・生育しています。

これら県内に生息・生育する野生動植物は、生態系の基本的かつ重要な構成要素であるとともに、県民の豊かな生活を持続するため欠くことのできない基盤を形成しています。

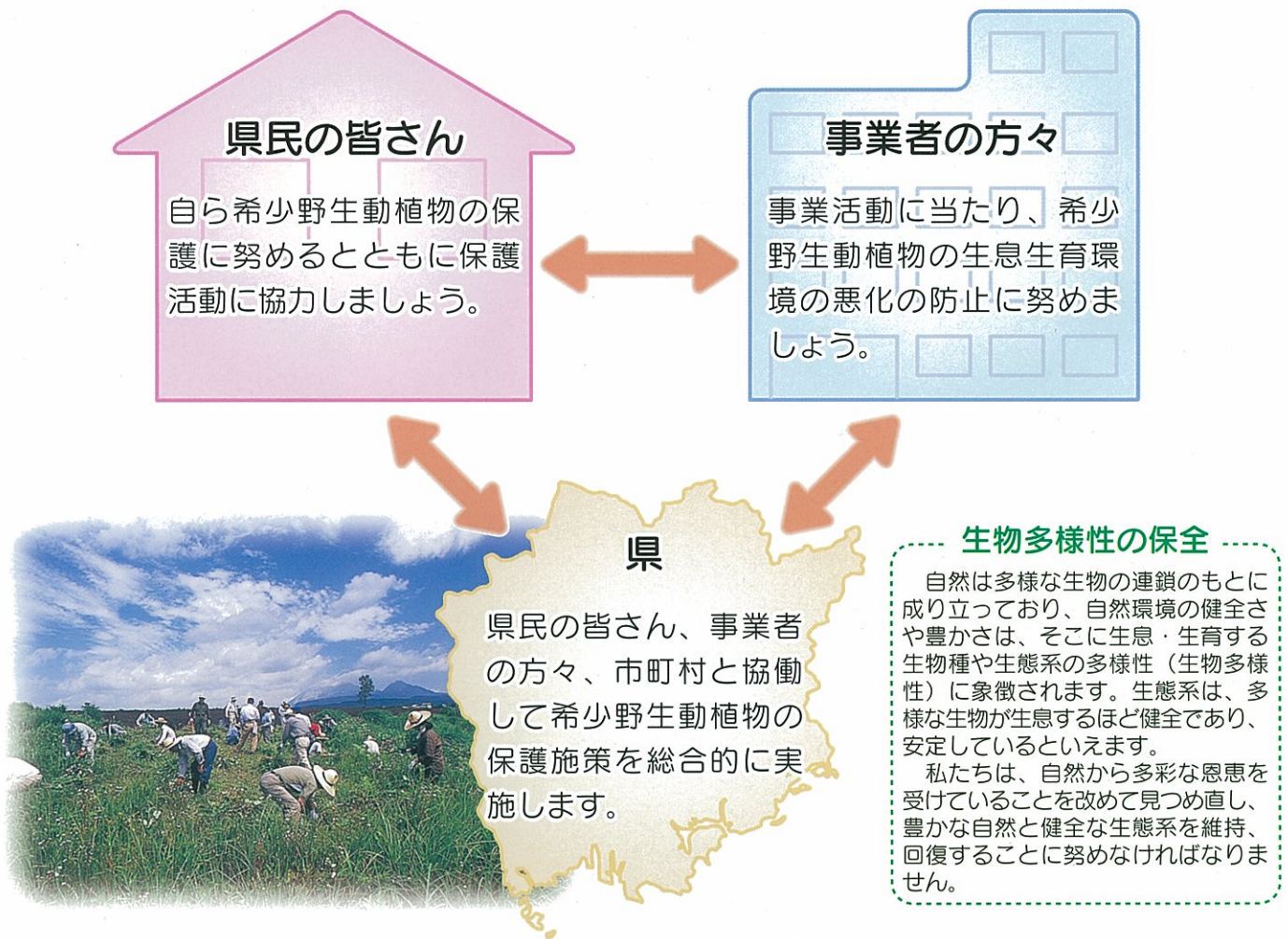
しかし、近年、様々な人間活動の影響を受けて多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しており、その多様性を維持することが重要な課題となっています。

岡山県版レッドデータブックでは、野生動植物の生存を圧迫している要因として、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大や外来種の影響等による生息・生育環境の悪化などを挙げています。

県内の野生動植物は、自然環境の重要な一部であるということを深く認識し、県民共有の財産として後世に継承していきましょう。

岡山県

希少野生動植物の保護を図るためには、あらゆる人々が、それぞれの立場で実際に保護のための取組みを進めることが大切です。



特に保護を図る必要がある希少野生動植物は、指定希少野生動植物に指定して、その捕獲等を禁止するなどの規制措置を講じます。

指定希少野生動植物

県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると推定され、次のいずれかに該当するものを選定します。

なお、選定に当たっては、分布調査を実施して生息・生育の状況、生息・生育のために必要な環境条件を把握します。

- 個体数が極めて少ないか、又は大幅に減少しつつあるもの
- 県内の主要な生息地等が消滅しつつあるもの
- 県内の生息地等の生息・生育環境が明らかに悪化しつつあるもの
- 商品価値が高いことなどにより過度の捕獲・採取の対象になりやすいもの

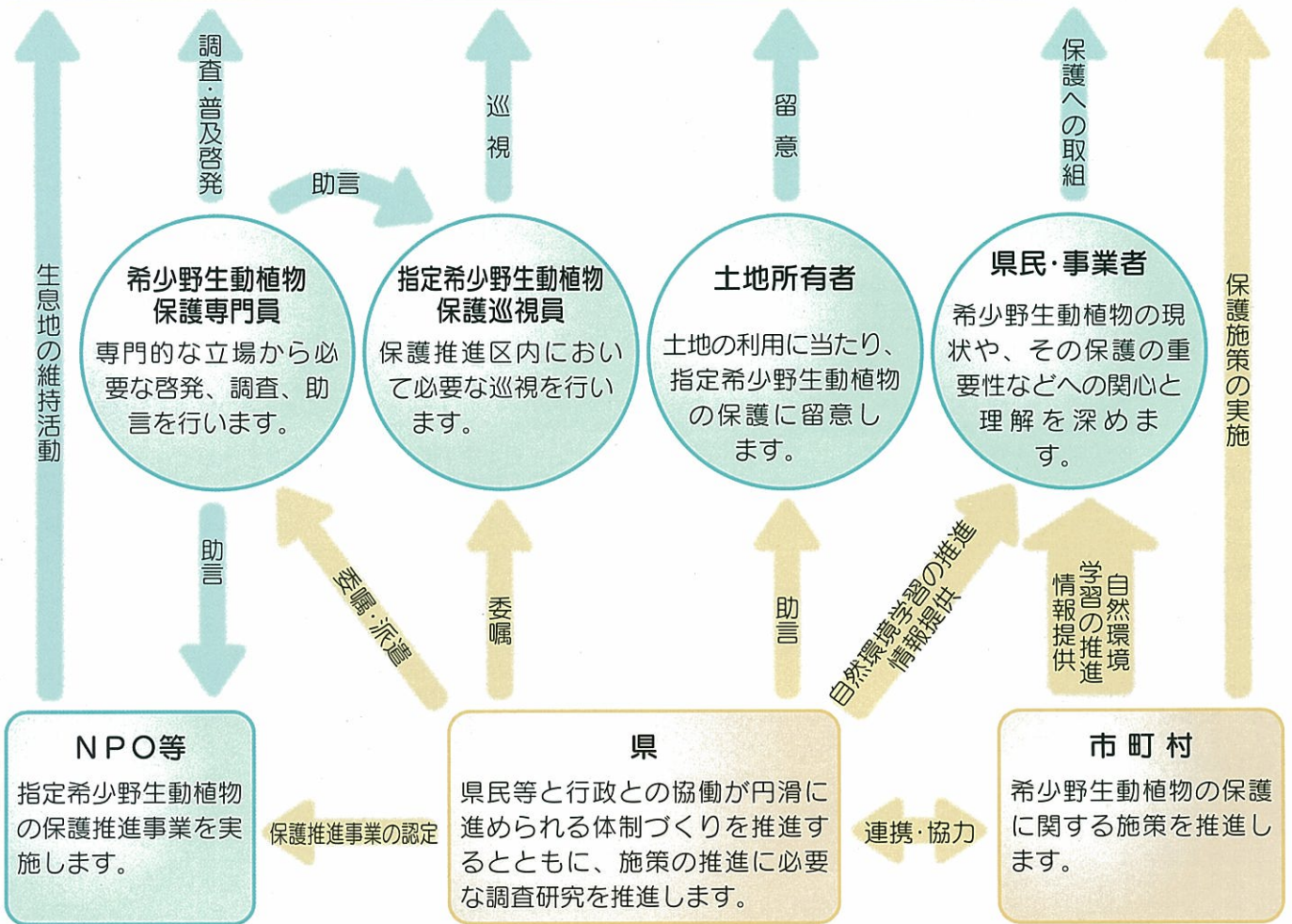
捕獲等の禁止

指定希少野生動植物の生きている個体（卵及び種子を含む。）は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（「捕獲等」といいます。）をしてはいけません。

ただし、学術研究、繁殖の目的、教育の目的等による捕獲等は、例外として許可することがあります。知事の許可を受けずに捕獲等をしたときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

協働によって希少野生動植物の保護に取り組みましょう。

希少野生動植物の保護、生息地・生育地の保全 → 生物多様性の保全



指定希少野生動植物の保護のためその生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定し、その区域内での環境改変行為を規制します。

生息地等保護区の指定

指定希少野生動植物の生息地等における個体群の安定した存続を保障するため、そのライフサイクルを通じて生存が確保されるために必須の地域を含んだ一体的に保護を図るべき区域を指定します。

指定希少野生動植物の生息地・生育地

【生息地等保護区】

開発行為には届出が必要

【管理地区】

開発行為には許可が必要

管理地区

生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その個体群の生息・生育にとって特に重要な区域を指定します。

管理地区内で一定の開発行為をする場合には知事の許可が必要です。

許可を受けずに開発行為をしたときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

岡山県希少野生動植物保護条例(抄)

(目的)

第1条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるとともに、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性の保全に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第3条 県は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の実施に当たっては、その保護に熱意を有する県民、事業者又はこれらの者が組織する団体と協働して取り組むものとする。

3 県は、希少野生動植物の保護の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発等適切な措置を講ずるものとする。

4 県は、地域の開発及び整備その他の希少野生動植物の保護に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化の防止に努めなければならない。

(市町村との連携等)

第4条 県は、この条例の施行に関し、市町村と密接な連携を図るとともに、市町村が実施する希少野生動植物の保護に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、希少野生動植物の保護に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化の防止に努めるとともに、県及び市町村が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(指定希少野生動植物の指定)

第8条 知事は、希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものを、指定希少野生動植物として指定することができる。

(保護推進指針)

第9条 知事は、指定をしようとするときは、指定希少野生動植物の保護の推進のための指針(以下「保護推進指針」という。)を定めるものとする。

2 保護推進指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 指定希少野生動植物の保護の目標
- 2 指定希少野生動植物の保護の推進に関する方策
- 3 前二号に掲げるもののほか、指定希少野生動植物の保護の推進に関する重要事項

(捕獲等の禁止)

第12条 指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 一次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 2 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第13条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等を行う者は、知事の許可を受けなければならない。

(生息地等保護区)

第18条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

(管理地区)

第19条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

4 管理地区の区域内(第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第21条

第1項及び第22条第1項において同じ。)においては、次に掲げる行為(第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
- 3 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 6 木竹を伐採すること。
- 7 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- 8 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 9 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 10 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- 11 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- 12 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- 13 火入れ又はたき火をすること。
- 14 指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

9 次に掲げる行為については、第4項の規定は、適用しない。

- 1 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- 2 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- 3 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

(監視地区)

第20条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(次条第1項及び第22条第1項において「監視地区」という。)の区域内において前条第4項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

(県民等の活動の支援)

第25条 県は、希少野生動植物の保護に関し、その保護に熱意を有する県民、事業者若しくはこれらの者が組織する団体又は市町村と協働して取り組むため、これらのものを行う希少野生動植物の保護に関する活動を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(保護推進事業)

第29条 県は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その生息地又は生育地の維持又は再生、その個体の繁殖の促進その他の指定希少野生動植物の保護を図るための事業を行うものとする。

2 県以外の地方公共団体は、その行う前項の事業について、その事業の計画が保護推進指針に適合している旨の知事の確認を受けることができる。

3 指定希少野生動植物の保護に熱意を有する県民、事業者又はこれらの者が組織する団体は、その行う第1項の事業について、そのものがその事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその事業の計画が保護推進指針に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

第30条 前条第1項の県が行う事業、同条第2項の確認を受けた事業及び同条第3項の認定を受けた事業(以下「保護推進事業」という。)は、保護推進指針に即して行われなければならない。

2 保護推進事業は、希少野生動植物保護専門員及び関係市町村との密接な連携の下に行われなければならない。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 第12条又は第19条第4項の規定に違反した者

条例に関するお問い合わせ先

岡山県生活環境部自然環境課自然保護班

電話 086-226-7309(直)

条例の全文は、下記URLでご覧いただけます。

http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/sizen/jyorei_jyobun.htm

表紙写真：岡山県自然保護センター 湿生植物園内 トキソウ

R100

この印刷物は環境にやさしい再生紙と大豆インキを使用しています